

第 33 回信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび第 33 回信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、
お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

平成 20 年 4 月

信 託 法 学 会

理事長 能 見 善 久

1. 日 時：平成 20 年 6 月 14 日（土） 10：30～16：50（受付は 10：00 から行います。）

2. 場 所：大阪大学豊中キャンパス・大講義室（後掲案内図ご参照）

3. 次 第：

○ 開 会 10：30

○ 研究発表会

（10：30～11：30）担保権の信託の諸問題について

（報告者）中央三井トラスト・ホールディングス

吉 田 貴 弘

（司会者）神 戸 大 学

山 田 誠 一

○ 総 会 11：35～

議 案

- (1) 役員を選任
- (2) 平成 19 年度会計報告
- (3) 平成 20 年度予算
- (4) 学会費の値上げ
- (5) 規約の改正
- (6) その他

— 昼食・休憩 —

○ 研究発表会

（13：30～14：30）受益者連続型信託について—信託法 91 条をめぐって

（報告者）一 橋 大 学 沖 野 眞 己

（司会者）筑 波 大 学 新 井 誠

（14：40～15：40）委託者の意思と信託の変更について

（報告者）関西学院大学 木 村 仁

（司会者）東 京 大 学 樋 口 範 雄

（15：50～16：50）信託の変更に関する実務上の問題点の検討

（報告者）住友信託銀行 片 岡 雅

（司会者）東 京 大 学 神 作 裕 之

○ 閉 会 16：50

4. 懇親会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17:00 ～ 18:30

場 所：大阪大学豊中キャンパス・レストラン^{そら}宙（後掲案内図ご参照）

会 費：3,000 円（会費は、当日受付にて申し受けます。）

5. その他

昼食につきましては、学内食堂および大学周辺の一般食堂をご利用ください。

（事務局からのお願い）

平成 20 年度の会費（2,500 円）は、5 月末までに次のいずれかの方法によりご納入ください。

○ 郵便振替 00120-0-185924 信託法学会

（同封の振込用紙をご利用ください。）

○ 銀行振込 三井住友銀行麴町支店 普通預金 口座番号：5087891

口座名義：信託法学会^{しんたくほうがつかいりじちよう}理事長 ^{のうみよしひさ}能見善久

おつて、お手数ですが、ご出欠の予定を同封のはがきにて 5 月 30 日（金）までに事務局あてご回報くださいますようお願い申し上げます。

会場案内

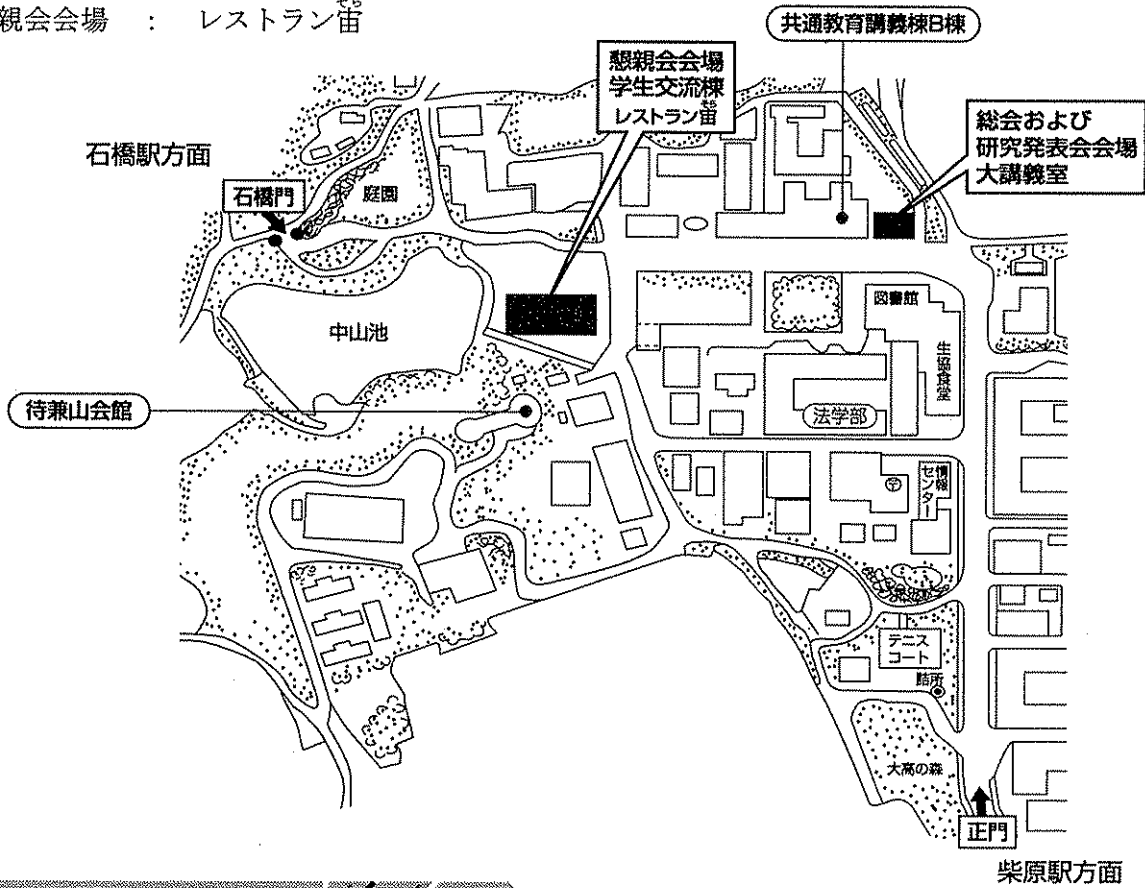
●開催日：平成20年6月14日(土) 10時30分～16時50分

●場所：大阪大学豊中キャンパス 大阪府豊中市待兼山町1-16

Tel.06-6850-5145 (月曜から金曜まで)

●総会および研究発表会会場：大講義室

●懇親会会場：レストラン^{もも}



<利用交通機関>

○電車

新大阪駅から地下鉄御堂筋線で梅田駅

梅田駅から阪急電車宝塚線で石橋駅(特急・急行停車)下車
東へ徒歩約20分

○モノレール

・新大阪駅から地下鉄御堂筋線で千里中央駅

千里中央駅から大阪モノレールで柴原駅下車

・大阪空港駅から大阪モノレールで柴原駅下車

西へ徒歩約10分

研究発表会（資料）

1. 担保権の信託の諸問題について

中央三井トラスト・ホールディングス 吉田 貴弘

2. 受益者連続型信託について—信託法 91 条をめぐって

一橋大学 沖野 眞巳

3. 委託者の意思と信託の変更について

関西学院大学 木村 仁

4. 信託の変更に関する実務上の問題点の検討

住友信託銀行 片岡 雅

担保権の信託の諸問題について

中央三井トラスト・ホールディングス 吉田 貴弘

平成19年9月30日に施行された新信託法によって、担保権が信託財産となり得ることが明らかにされた。

担保権の信託は、円滑な債権譲渡に資するほか、担保権の集中管理策としても有効であり、シンジケートローンにおける利用だけでなく、一般企業が取引先に対しても担保権の管理を外部委託する場合等、今後様々な場面で活用される可能性があるものと考えられる。

また、シンジケートローンのうちコミットメントライン利用の裾野が更に広がれば、特定担保権だけではなく根抵当権のような根担保権を信託財産とする信託の利用も行われるものと思われる。

しかしながら、新信託法における担保権の信託に関する規定は、信託の設定方法を定める第3条と受託者の担保権実行申立ておよび配当等受領権限を定める第55条のわずか2条に止まり、担保関連法規においても、不動産登記法の改正および法務省民事局長通達により普通抵当権の信託についての登記上の取扱が明らかにされたほかは、民法や民事執行法等主要な担保関連法令の改正は殆ど行われていないことから、担保権の信託に対するこれらの法令適用にあたっては解釈に委ねられる部分が多く存在する。

そして、これら関連法令の適用をはじめとする実務上の問題については、これまでいくつかの優れた研究により整理・解決が進められているが、未だなお議論が収束していない。

そこで、本報告では、主にシンジケートローンにおける担保権の信託利用を念頭に置き、普通抵当権または根抵当権を信託しようとする場合に、実務上問題となる事項について若干の考察を行うこととしたい。

考察にあたっては、まず普通抵当権と根抵当権について信託を利用することのメリットおよび信託の設定方法を整理したうえで、それら担保権の信託の有効要件や信託関係者の権利義務の調整に関する諸問題を取り上げ、それぞれについて具体的な解決を提案したい。

受益者連続型信託について—信託法 91 条をめぐって

一橋大学 沖野 眞 巳

信託法 91 条は、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託」（すなわち、いわゆる「後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託」）について、特例として、「当該信託がされた時から 30 年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する」と定めている。

同条は、「後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託」について、特定の者の死亡後の生存配偶者その他の親族の生活保障や家業の経営の安定・適切な後継者の確保といった要請に応えうる 1 つの有用な手段であるという認識のもと、その有効性に関する疑義を払拭し、一種のセーフ・ハーバーを設けるものとして、規定された。

同条については、個人の財産承継や家業の継承の局面での信託の活用可能性の基盤を与えるものとして、注目され、またその観点から高く評価する見解も示されている。その一方で、後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託の有効性の規律枠組みとしての同条の「立法的妥当性」の検証の必要性も、説かれている。また、後継ぎ遺贈の効力（ひいては「相続法秩序」）への影響という観点からの検討の必要性も指摘されている。

同条にはまた、少なからず、技術的な解釈問題が存在する。たとえば、①「当該信託がされた時から 30 年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合」の意義（30 年以後に現存する受益者の中での第 2 受益者の扱い、第 1 受益者が受益権取得前に死亡した場合の扱いなど）、②胎児の取扱い、③元本受益者の取扱い、④死亡以外の条件や期限による受益権の変動が組み合わされた場合への適用可能性、⑤受益者指定権の付与がある場合への適用可能性、⑥遺言代用信託（信託法 90 条参照）との関係、等である。

本報告では、信託法 91 条の特例が、何に着目した規律であるのかを、特に、英米法における永久拘束禁止則と対比しつつ、明らかにし、そのうえで、これらの解釈問題について検討したい。

委託者の意思と信託の変更について

関西学院大学 木村 仁

信託は一定の期間存続することを前提に設定されることが多いが、その間の事情の変化に対応するため、信託法 149 条では、当事者の合意等による信託の変更に関する規定、150 条では、信託の変更を命ずる裁判に関する規定が設けられている。信託の変更の場面においては、委託者の意思と受益者の要求が対立することがあり、これをいかに調整するかは一個の問題である。

ところでアメリカにおいては、永久拘束禁止則 (rule against perpetuities) を廃止して、永続的な信託設定を可能にする州が増加しているが、これに伴って、信託の変更または終了を容易にするルールの必要性が高まっている。当事者の合意による信託の変更に関して、統一信託法典は、全ての受益者の合意があったとしても信託の重要な目的に反する信託の変更はできないと規定し、委託者の意思を重視している。これに対して第三次信託法リステイメントは、信託の重要な目的と変更の理由を比較衡量して受益者の合意による変更を認めるか否かを判断するとしている。また、裁判所による変更に関しては、統一信託法典も第三次信託法リステイメントも、従来のいわゆる エクイティ上の逸脱法理 (equitable deviation) よりも信託の変更を容易にして信託の柔軟性を高める規定を置いている。

本報告の第一の目的は、アメリカにおいて信託の変更に関するルールが柔軟化されている背景とその理論的前提を探求することにより、アメリカ法が委託者の意思と受益者の利益のバランスをいかに図っているかを検討することにある。

また、第三次信託法リステイメントにおいては受託者の解任も信託の変更の一場面と捉えられている。受託者解任の際にも委託者の意思と受益者の利益の対立が顕在化することがあるが、アメリカ法の最近の動向を探ることにより、委託者、受託者、受益者の利益がいかに調整されているか、受託者の解任ルールが信託の変更にいかなる影響を与えるかを明らかにするのが第二の目的である。

以上に関するアメリカ法の考え方をもとに、我が国における信託変更の解釈の方向性に対して、若干の示唆を与えることを試みる。

信託の変更に関する実務上の問題点の検討

住友信託銀行 片岡 雅

信託業務の実務では、信託関係者のニーズや経済環境、マーケット状況の変化、法令や制度の改正などの様々な事情によって、信託契約の変更や関係者間での追加的な合意書等の締結・変更が行われている。

旧信託法では、第 23 条が裁判所による信託財産の管理方法の変更について、第 70 条が公益信託の条項の変更について規定を置いているのみで、信託の変更に関する一般的な原則についての規定は置かれていなかった。実務上は、委託者、受益者および受託者の三者合意により信託の変更を行うことができる、という通説的な理解のもとに信託契約の変更等が行われてきた。また、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、貸付信託法、投資信託法などの個別法で信託約款の変更等に関する規定がある場合には、その定めに従って信託約款等の変更が行われてきた。

新信託法では、第 149 条に信託の変更に関する原則的な規定が設けられ、信託の変更は委託者、受益者及び受託者の合意によってすることができる、という旧信託法下での理解と同様の原則が明示されることになった。したがって、信託契約の変更に関する実務上の取扱いは旧信託法下と新信託法下で基本的に異なるところはないと考えられる。

もともと、新信託法では「信託の変更」「重要な信託の変更」という法律上の新たな概念が設けられており、これらの概念と「信託契約の変更」との関係は必ずしも明らかではない。また、新信託法の制定とあわせて、兼営法などの個別法の信託約款の変更等に関する規定が改正されているが、信託の変更に関しては新信託法の規定と個別法の規定との関係が新たに生じることになる。

本報告では、「信託の変更」と「信託契約の変更」との関係や、新信託法および改正後の個別法のもとでの信託の変更に関する実務上の問題点を検討することとしたい。